

## 【バルコニーの幅について】

- 特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準での基準  
2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー（幅 1.5メートルを基準とする）を設置すること。

「東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル(平成21年3月発行)」では、「バルコニーのスペースは車いすで移動・回転できるスペースを確保する」必要があるとなっており、「車いす使用者が回転(360°)できる広さ」とは、直径150cm以上の円が内接できる程度の空間である。

しかしながら、バルコニーの構造については、福祉のまちづくり条例の届出が必要となる整備項目ではなく、福祉のまちづくり条例の所管課としても数値による規制は行っていない。当項目は、望ましい水準として示されているのみである。

最低限、建築指導所管及び消防所管の規制を遵守し、指導上はなるべく1.5m幅に近づけるような指導を行う。

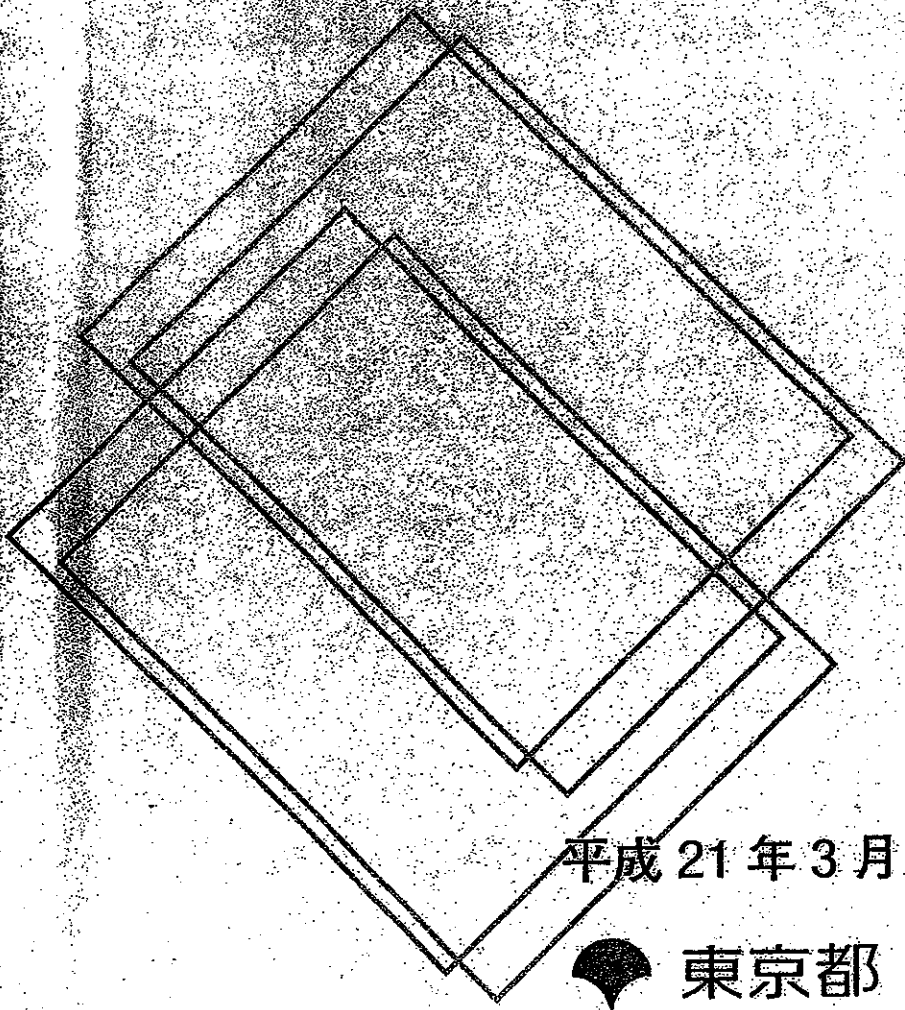


- 事務局・改正案(要綱で規定)  
車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーとしては、車いすで移動・回転できる程度のスペースを有しているものが望ましい。



東京都福祉のまちづくり条例

# 施設整備マニュアル



平成 21 年 3 月

 東京都



## 21 屋上・バルコニー

### 【基本的考え方】

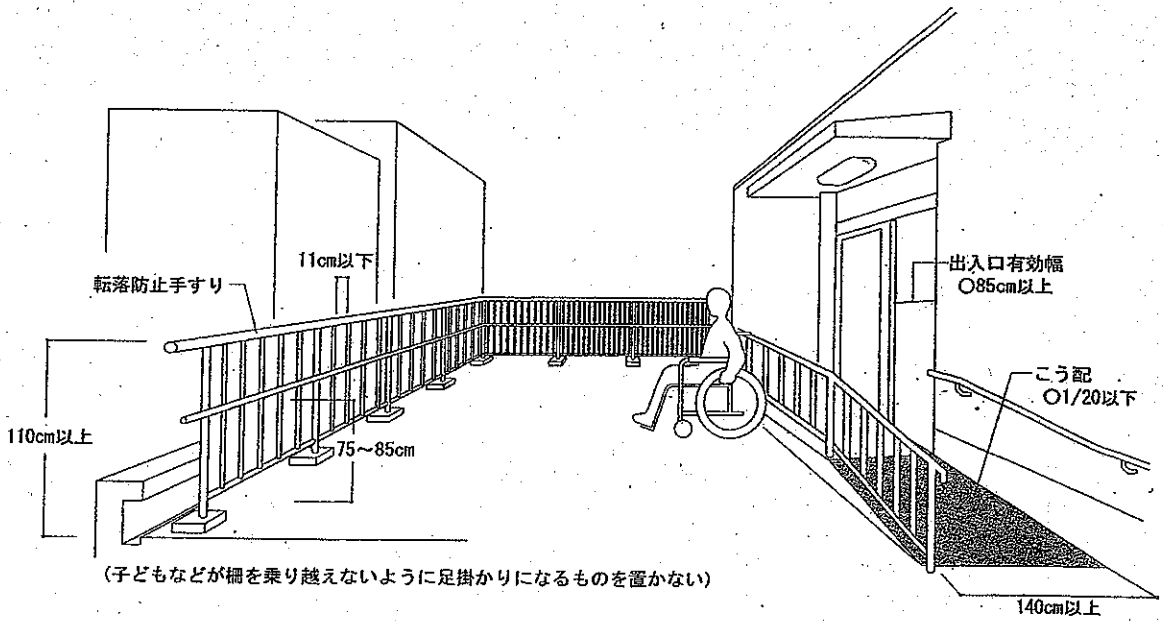
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、そのまわりの経路を移動等円滑化経路等として整備する必要がある。

### ■必要な整備

床面 (表面)	・床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
(段差)	・通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車いすが円滑に通行できるものとする。	→【図 21.1】参照
スペース	・車いすで移動・回転できるスペースを確保する。	→【図 21.2】参照
手すり	・転落防止用の手すり（高さ 110cm 以上）の他、転落防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設ける。 ・転落防止用の手すりの足元周辺には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。	→【図 21.1】参照
屋根・ひさし	・屋上への出入口及びバルコニーには屋根またはひさしを設ける。	→【図 21.2】参照

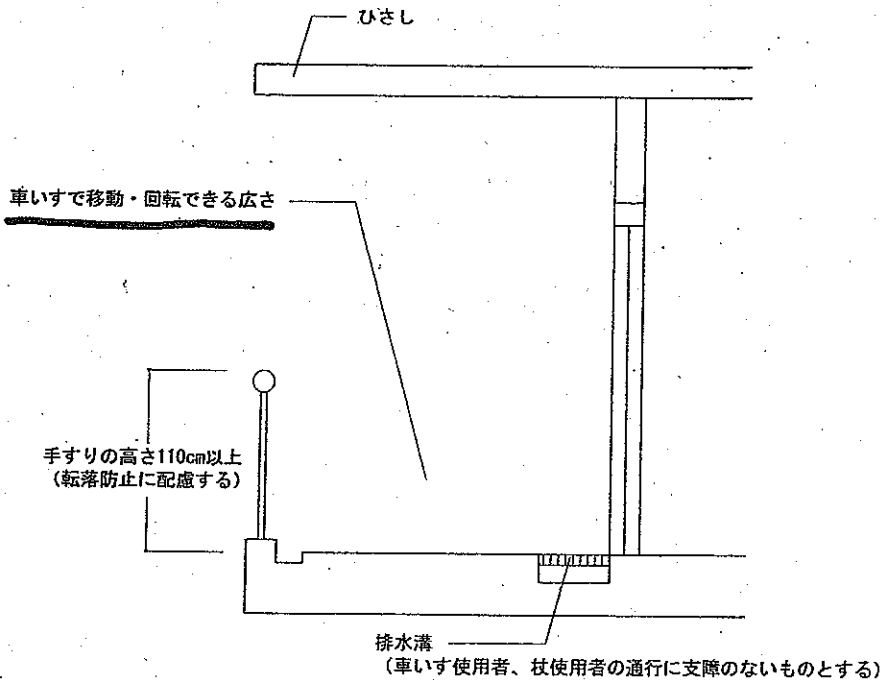
《 参 考 図 》

【図21.1】屋上の整備例



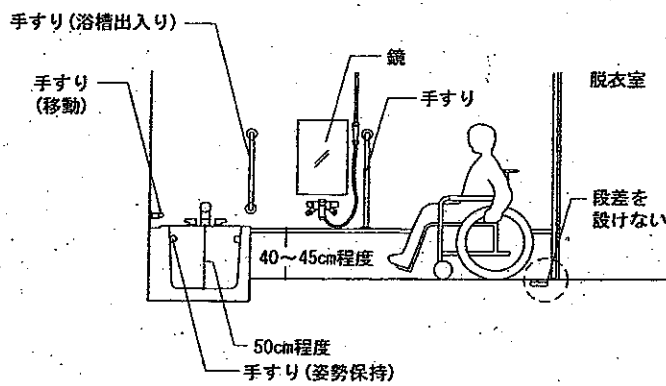
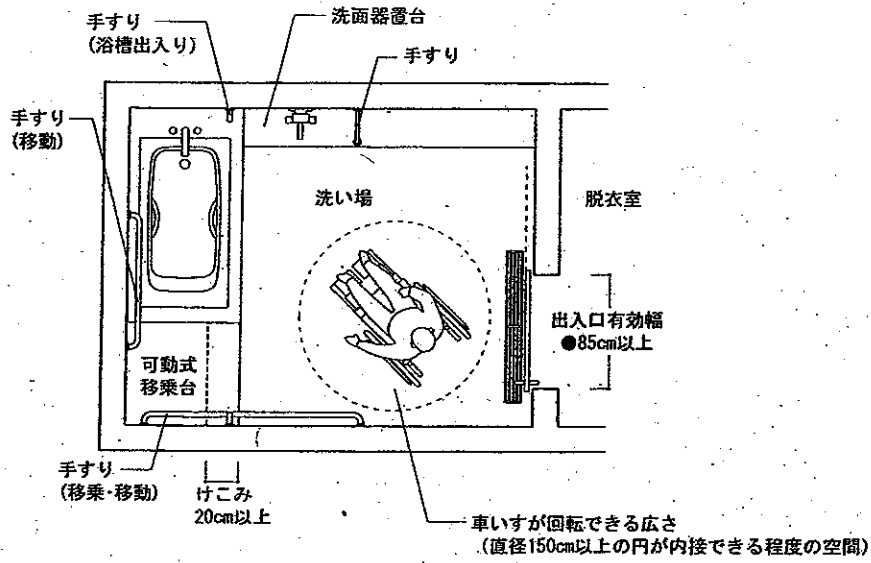
【図21.2】出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



# 《 参 考 図 》

【図9.1】小規模な浴室の例



【図9.2】車いす使用者ブースの例

